



## 個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が令和5年中に支払った、下記1～3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

また、下記1の地方自治体への寄附金「ふるさと納税」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

なお、災害義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと納税」の制度が適用されます。

記載方法については、裏面をご覧ください。

### 1 地方自治体への寄附金「ふるさと納税」

【基本控除10%+特例控除】

寄附金

義援金

募金団体

（日本赤十字社、共同募金会等）

地方自治体

（義援金配分委員会を含む）

### 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

【基本控除10%】

寄附金

（活動資金等）

社会福祉法人 東京都共同募金会

日本赤十字社（東京都支部）

### 3 東京都又はお住まいの区市町村が条例で指定した寄附金【基本控除4%（都）・6%（区市町村）】

寄附金

（活動資金等）

公益法人や学校法人等（東京都又は区市町村が条例で指定した寄附金）

◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎区市町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

- 個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告<sup>\*1</sup>が必要です。<sup>\*2</sup>

\*1 所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。

\*2 地方自治体へ寄附をされた方で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の手続きをし、当該制度を適用される方は確定申告は不要です。

- 領収書や払込控え等は確定申告書等に添付し、令和6年3月15日（金曜日）までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索



② 確定申告書等作成コーナーへ

国税庁

検索

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁  
e-Taxキャラクター  
イータ君

### 個人住民税の寄附金税額控除を受けるための申告方法

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。<事例>次の2種類の寄附金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書（第二表）に正しく記載されているか、

事例を参考に、確認してください。

※下記の例は、令和5年分の確定申告書を用いた場合の例です

## 所得税の確定申告書（第一表）

令和〇年分の所得税及びの 申告書		F A 2 2 0 3								
納税地		個人番号 (マイナンバー)	生年 月日							
居住の所 又は 居留の所 所 場		フリガナ								
登録番号 年月日 令和〇年 月日		氏名								
		職業	雇用・職場							
		整理番号	住居主の氏名							
		電話番号	併記欄							
収入金額等		課税特例希望	種類	資本準備金	源泉徴収税	被保険者	扶養の状況	整理番号	課税される所得金額 (第1-29) 又は第3種額	第3種額 (第30)
申告欄	事業収入	営業等	①	⑦	④	⑤	⑥		上級の30%に対する種額 又は第3種額の額	第3種額 (第31)
	農業収入	農業等	②	⑧	⑨	⑩	⑪		配当	配当
	不動産収入	不動産等	③	⑦	⑫	⑬	⑭		支拂額	支拂額
	配当	当	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲		支拂額	支拂額
	給与	当	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓		支拂額	支拂額
	公的年金等	公的年金等	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘		支拂額	支拂額
	業務報酬	業務報酬	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝		支拂額	支拂額
	その他	その他	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟		支拂額	支拂額
	報酬	報酬	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟		支拂額	支拂額
	扶養長	扶養長	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟		支拂額	支拂額
一時	一時	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟		支拂額	支拂額	
計算欄	所得	営業等	①	②	③	④	⑤		支拂額	支拂額
	事業収入	事業収入	①	②	③	④	⑤		支拂額	支拂額
	不動産収入	不動産	③	④	⑤	⑥	⑦		支拂額	支拂額
	利子配当	利子	④	⑤	⑥	⑦	⑧		支拂額	支拂額
	報酬	報酬	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		支拂額	支拂額
	扶養長	扶養長	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		支拂額	支拂額
	一時	一時	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		支拂額	支拂額
	所得	所得	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		支拂額	支拂額
	申告額	申告額	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		支拂額	支拂額
	中間申告額	中間申告額	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯		支拂額	支拂額
(42)-(29)-(28)-(27)										支拂額
予定申告額 第2部分										支拂額
支拂額										支拂額

所得控除の場合は、この欄に記載します。

※税額控除を受けられる寄附金もあり、その場合はいずれか有利な方を選択することができます。

税額控除の場合は、申告書の「政党等寄附金等特別控除」欄に記載します。

## →県に対する寄附金

30,000円

#### 「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金

(東京都とお住まいの区市町村がそれぞれ条例で指定した場合) 5,000円

## 所得税の確定申告書（第二表）

## 「住民税・事業税に関する事項」欄

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
30,000 円	円	5,000 円	5,000 円



寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

○個人住民税に関すること・・・・・・総務省HP

総務省 ふるさと納税

検索 



東京都主税局

作成：課税部課税指導課 ☎03-5388-2969

東京都主税局

检索

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>